

第5 予防行政の現況

第5 予防行政の現況

1 火災予防思想の普及

(1) 火災予防運動

毎年、秋季（11月9日～15日）及び春季（3月1日～7日）全国火災予防運動が全国統一標語のもとに実施されている。（第1表）

この運動は、火災の多発期である冬季及び春季を迎えるに当たって国民の火災に対する警戒心を呼び起こし、火災及び火災による死傷者の発生を防止するため、昭和24年から春秋の2回、全国一斉に行われているものであり、県内においては、市町等により、火災予防パレード、消防訓練、特別査察、体験入隊等の行事などの各種広報活動が積極的に展開されている。

また、春季全国火災予防運動期間には、車両火災の防止を目的として、消防庁と国土交通省の共唱による「車両火災予防運動」が展開され、また、山火事予防目的として、消防庁と林野庁の共唱による「全国山火事予防運動」が展開されている。

第1表 全国火災予防運動の統一標語

年 度	統 一 標 語
平成21年度	消えるまで ゆっくり火の元 ならめっ子
平成22年度	消したかな あなたを守る 合言葉
平成23年度	消したはず 決めつけないで もう一度
平成24年度	消すまでは 出ない行かない 離れない
平成25年度	消すまでは 心の警報 ONのまま
平成26年度	もういいかい 火を消すまでは まあだだよ
平成27年度	無防備な 心に火災が かくれんぼ
平成28年度	消しましょう その火その時 その場所で
平成29年度	火の用心 ことばを形に 習慣に
平成30年度	忘れてない？ サイフにスマホに 火の確認
令和元年度	ひとつずつ いいね！で確認 火の用心
令和2年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル
令和3年度	おうち時間 家族で点検 火の始末
令和4年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心

(2) 文化財防火デー

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後における金閣寺などの重要文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、毎年1月26日を「文化財防火デー」とし、文化財を火災から守るとともに国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るため、消防庁と文化庁の共唱により実施されている。

消防機関と文化財の管理者等との連携により、この日を中心に文化財に対する防火訓練・査察等が実施されている。

2 民間防火組織

民間防火組織には、家庭の主婦等を対象とした女性防火クラブ、小・中学生を対象とした少年消防クラブ及び保育園児、幼稚園児を対象とした幼年消防クラブがあり、それぞれの立場で、それぞれの地域における防火思想の普及に貢献している。

令和4年5月1日現在の組織状況は、第2表のとおりである。

また、令和元年以降の組織の推移は、第3表のとおりである。

第2表 女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの現況

(令和4年5月1日現在)

区 分	現 況		
		ク ラ ブ 数	32
女性防火クラブ	活動状況 (クラブ数)	消火活動を行う	3
		連絡救護等	19
		啓発活動	10
	ク ラ ブ 員 数	3,719	
少年消防クラブ	ク ラ ブ 数	36	
	ク ラ ブ 員 数	1,491	
幼年消防クラブ	ク ラ ブ 数	264	
	ク ラ ブ 員 数	20,233	

第3表 女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの組織の推移

(令和4年5月1日現在)

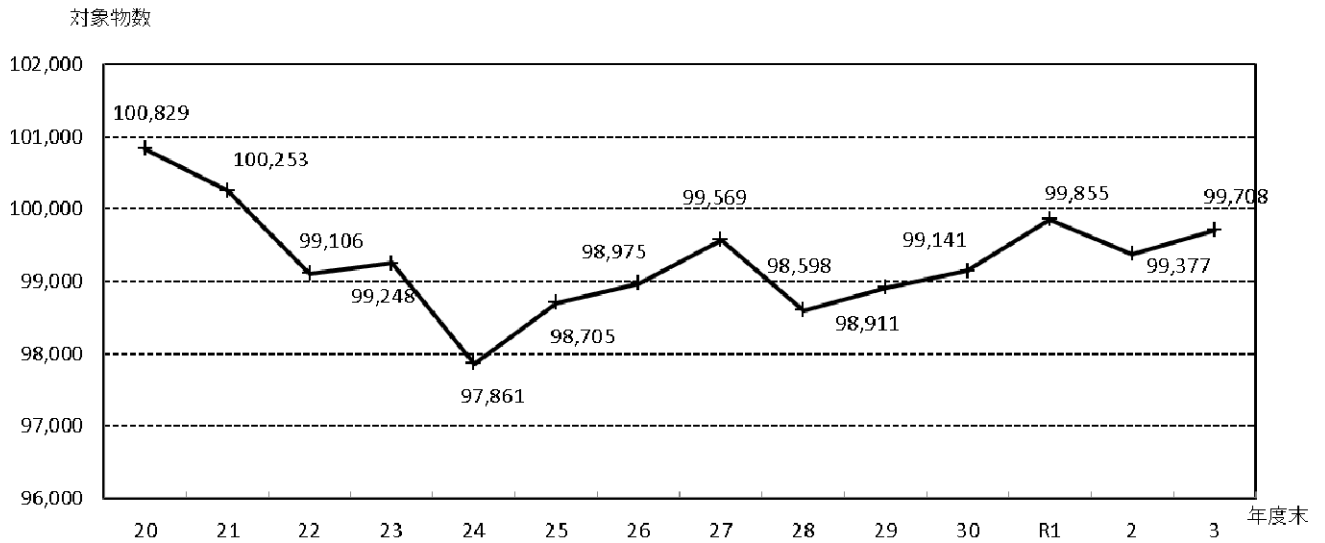
区 分	年	元	2	3	4
	女性防火クラブ		36	34	33
		5,541	5,186	4,783	3,719
少年消防クラブ		41	37	37	36
		1,871	1,654	1,552	1,491
幼年消防クラブ		271	264	260	264
		20,744	19,758	19,544	20,233

3 防火対象物

(1) 防火対象物

県内の防火対象物（消防法施行令別表第1（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で、延べ面積150㎡以上のもの並びに（十七）項及び（十八）項に掲げる防火対象物をいう。以下、同じ。）の数は、第1図のとおりである。

第1図 防火対象物数の状況



(2) 防火管理

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の権原を有する者に対して、防火管理者を選任し、消防計画の作成、これに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督など、防火管理上必要な業務を行わせることを義務づけている。

ア 防火管理者

防火管理者として選任される資格は、防火管理に関する講習（防火管理講習）の課程を修了した者等で、防火管理上必要な業務を遂行する管理的又は監督的な地位にあるものとされている。

(3) 消防用設備等

消防法では、政令で定める防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者）は、政令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

ア 消防同意の処理状況

建築物の新築等において、許可、認可、確認等の権限を持つ行政庁等に、消防長又は消防署長が行う同意（消防同意）について、県内における令和3年度の同意件数は、3,455件であり、そのうち271件について消防機関による指導が行われている。

4 消防設備士

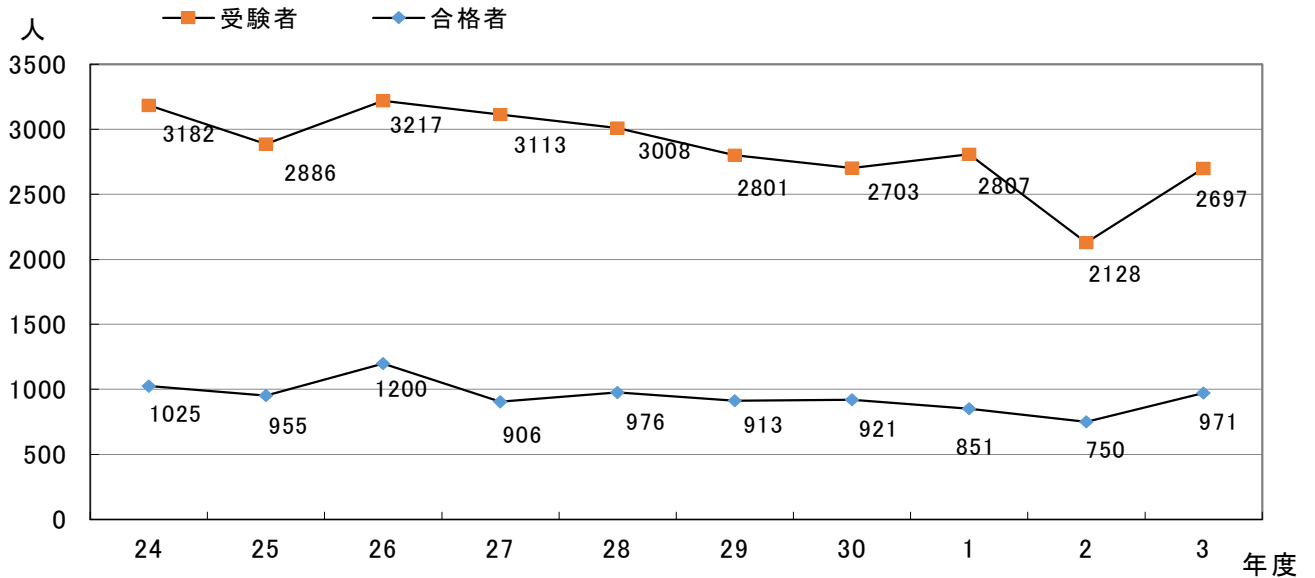
(1) 消防設備士試験

消防法により、消防用設備等の一定の工事又は整備については、消防設備士でなければ行っていないとされている。

消防設備士の資格を得るための試験として行う消防設備士試験は、昭和60年度から一般財団法人消防試験研究センターに委任して実施している。

平成24年度以降の実施状況は第2図のとおりである。

第2図 消防設備士試験の実施状況



(2) 消防設備士免状

消防設備士試験に合格した者の申請に基づき県知事が交付するものである。

令和3年度の免状交付数は、甲種450件、乙種541件となっている。

第5-1表 女性防火クラブの現況

(令和4年5月1日現在)

団 体 名	計		市 街 地		農 山 村 地 域		漁 村 地 域		その他の地域	
	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員
県 計	32	3,719	16	2,054	6	227	3	32	7	1,406
消 防 本 部 設 置 市 計	11	2,807	6	1,734	1	24	3	32	1	1,017
広 島 市	6	1,734	6	1,734	-	-	-	-	-	-
呉 市	1	24	-	-	1	24	-	-	-	-
三 原 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尾 道 市	3	32	-	-	-	-	3	32	-	-
大 竹 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 広 島 市	1	1,017	-	-	-	-	-	-	1	1,017
廿 日 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安 芸 高 田 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江 田 島 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 防 事 務 委 託 町 計	7	114	7	114	-	-	-	-	-	-
竹 原 市	7	114	7	114	-	-	-	-	-	-
海 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
坂 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊 野 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安 芸 太 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 崎 上 島 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
世 羅 町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消 防 本 部 設 置 町 計	7	398	2	195	5	203	-	-	-	-
府 中 町	2	195	2	195	-	-	-	-	-	-
北 広 島 町	5	203	-	-	5	203	-	-	-	-
消 防 組 合 構 成 団 体 計	7	400	1	11	-	-	-	-	6	389
備 北 地 区 消 防 組 合	7	400	1	11	-	-	-	-	6	389
福 山 地 区 消 防 組 合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第5-1表 女性防火クラブの現況

(令和4年5月1日現在)

団 体 名	計		消火活動		救護		啓蒙活動	
	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員	組 織 数	人 員
県 計	32	3,719	3	61	19	1,690	10	1,968
消防本部設置市計	11	2,807	1	12	3	1,037	7	1,758
広 島 市	6	1,734	-	-	-	-	6	1,734
呉 市	1	24	-	-	-	-	1	24
三 原 市	-	-	-	-	-	-	-	-
尾 道 市	3	32	1	12	2	20	-	-
大 竹 市	-	-	-	-	-	-	-	-
東 広 島 市	1	1,017	-	-	1	1,017	-	-
廿 日 市	-	-	-	-	-	-	-	-
安 芸 高 田 市	-	-	-	-	-	-	-	-
江 田 島 市	-	-	-	-	-	-	-	-
消防事務委託町計	7	114	-	-	7	114	-	-
竹 原 市	7	114	-	-	7	114	-	-
海 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-
坂 町	-	-	-	-	-	-	-	-
熊 野 町	-	-	-	-	-	-	-	-
安 芸 太 田 町	-	-	-	-	-	-	-	-
大 崎 上 島 町	-	-	-	-	-	-	-	-
世 羅 町	-	-	-	-	-	-	-	-
消防本部設置町計	7	398	-	-	5	203	2	195
府 中 町	2	195	-	-	-	-	2	195
北 広 島 町	5	203	-	-	5	203	-	-
消防組合構成団体計	7	400	2	49	4	336	1	15
備北地区消防組合	7	400	2	49	4	336	1	15
福山地区消防組合	-	-	-	-	-	-	-	-

第5-2表 少年消防クラブの現況

(令和4年5月1日現在)

団体名	組織別クラブ数						組織別クラブ員数						指導者数			
	計	学校単位		市町村単位	地区単位	その他	計	学校単位		市町村単位	地区単位	その他	計	学校単位		その他
		小学校	中学校					小学校	中学校					小学校	中学校	
県計	36	14	1	4	17	-	1,491	433	17	69	972	-	288	186	14	88
消防本部設置市計	26	12	1	3	10	-	1,119	322	17	43	737	-	217	160	14	43
広島市	16	8	1	2	5	-	184	112	17	13	42	-	90	51	14	25
呉市	1	-	-	-	1	-	58	-	-	-	58	-	1	-	-	1
三原市	2	1	-	1	-	-	54	24	-	30	-	-	19	6	-	13
尾道市	3	3	-	-	-	-	186	186	-	-	-	-	103	103	-	-
大竹市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東広島市	2	-	-	-	2	-	605	-	-	-	605	-	2	-	-	2
廿日市	1	-	-	-	1	-	15	-	-	-	15	-	-	-	-	-
安芸高田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江田島市	1	-	-	-	1	-	17	-	-	-	17	-	2	-	-	2
消防事務委託町計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
竹原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
坂町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安芸太田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大崎上島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
世羅町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防本部設置町計	3	2	-	1	-	-	137	111	-	26	-	-	43	26	-	17
府中町	1	-	-	1	-	-	26	-	-	26	-	-	17	-	-	17
北広島町	2	2	-	-	-	-	111	111	-	-	-	-	26	26	-	-
消防組合構成団体計	7	-	-	-	7	-	235	-	-	-	235	-	28	-	-	28
備北地区消防組合	5	-	-	-	5	-	176	-	-	-	176	-	5	-	-	5
福山地区消防組合	2	-	-	-	2	-	59	-	-	-	59	-	23	-	-	23

第5-3表 幼年消防クラブの現況

(令和4年5月1日現在)

団体名	組織別クラブ数						組織別クラブ員数						指導者数			
	計	幼稚園 保育園 単位	学校 単位	市町村 単位	地区 単位	その他	計	幼稚園 保育園 単位	学校 単位	市町村 単位	地区 単位	その他	計	幼稚園 保育園 単位	学校 単位	その他
県計	264	263	-	-	1	-	20,233	20,214	-	-	19	-	1,968	1,968	-	-
消防本部設置市計	188	187	-	-	1	-	13,462	13,443	-	-	19	-	1,146	1,146	-	-
広島市	40	40	-	-	-	-	3,782	3,782	-	-	-	-	820	820	-	-
呉市	10	9	-	-	1	-	524	505	-	-	19	-	48	48	-	-
三原市	7	7	-	-	-	-	180	180	-	-	-	-	28	28	-	-
尾道市	20	20	-	-	-	-	621	621	-	-	-	-	173	173	-	-
大竹市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東広島市	57	57	-	-	-	-	5,216	5,216	-	-	-	-	57	57	-	-
廿日市市	38	38	-	-	-	-	2,468	2,468	-	-	-	-	-	-	-	-
安芸高田市	12	12	-	-	-	-	319	319	-	-	-	-	12	12	-	-
江田島市	4	4	-	-	-	-	352	352	-	-	-	-	8	8	-	-
消防事務委託町計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
竹原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
坂町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安芸太田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大崎上島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
世羅町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消防本部設置町計	18	18	-	-	-	-	2,402	2,402	-	-	-	-	449	449	-	-
府中町	12	12	-	-	-	-	2,217	2,217	-	-	-	-	384	384	-	-
北広島町	6	6	-	-	-	-	185	185	-	-	-	-	65	65	-	-
消防組合構成団体	58	58	-	-	-	-	4,369	4,369	-	-	-	-	373	373	-	-
備北地区消防組合	32	32	-	-	-	-	1,560	1,560	-	-	-	-	32	32	-	-
福山地区消防組合	26	26	-	-	-	-	2,809	2,809	-	-	-	-	341	341	-	-

第5-4表 防火対象物数（その1）

（令和4年3月31日現在）

区分 団体名	1		2				3		4	5		6				7	8	9		10
	イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ キャバレー等	ロ 遊技場等	ハ 風俗営業等	ニ カラオケ等	イ 料理店等	ロ 飲食店等	百貨店等	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 入所福祉施設 自立避難困難者	ハ 児童擁護施設等 老人福祉施設	ニ 幼稚園 特別支援学校	学校	図書館等	イ 特殊浴場	ロ 一般浴場	停車場等
県計	99	1354	19	169	3	39	21	1475	3139	801	31644	1417	939	1933	344	3458	152	32	47	59
広島市	35	432	1	70	2	18	7	515	1039	222	16196	486	252	529	131	1278	19	28	8	30
呉市	7	157	1	15	0	3	7	89	252	81	1720	157	88	139	42	301	19	0	12	3
竹原市	3	17	0	1	0	0	0	13	35	18	189	18	15	26	0	40	7	0	0	1
三原市	4	49	0	3	0	1	0	62	126	25	846	52	39	77	20	138	4	0	1	1
尾道市	6	50	5	3	0	0	4	63	184	94	1053	66	72	143	25	185	15	1	3	1
福山市	10	171	8	34	1	9	0	319	611	97	5097	234	181	405	52	540	25	1	6	5
府中市	2	15	0	2	0	0	0	15	55	8	285	27	20	42	1	39	4	0	0	1
三次市	7	58	1	4	0	1	0	52	103	29	407	38	33	72	4	97	12	0	2	2
庄原市	2	54	0	3	0	1	0	26	43	37	203	22	35	51	3	82	10	0	5	0
大竹市	1	17	0	1	0	0	2	47	43	23	291	27	15	23	6	26	1	0	0	1
東広島市	7	36	1	13	0	5	0	104	261	28	2467	111	65	156	16	288	6	0	3	3
廿日市市	3	65	0	6	0	0	0	61	115	59	996	69	46	75	20	116	5	0	1	6
安芸高田市	1	6	0	1	0	0	0	11	43	9	96	23	13	57	2	52	1	0	2	0
江田島市	1	25	0	0	0	0	0	9	25	14	126	14	11	17	1	28	2	0	1	2
府中町	0	10	0	2	0	1	0	11	30	0	763	16	8	17	7	37	1	1	0	0
海田町	0	8	0	3	0	0	0	16	29	3	433	14	2	16	6	31	2	0	0	1
熊野町	1	12	0	1	0	0	0	3	30	5	103	10	8	14	3	23	2	0	0	0
坂町	1	10	0	0	0	0	0	10	12	0	83	6	2	5	0	13	0	1	0	0
廿日市市吉和	1	5	0	0	0	0	0	1	2	5	5	1	0	2	0	2	2	0	0	0
安芸太田町	2	37	0	1	0	0	0	2	8	7	15	1	4	11	0	14	0	0	1	0
北広島町	3	74	1	1	0	0	1	13	31	13	124	11	17	21	0	45	7	0	0	1
大崎上島町	0	5	1	2	0	0	0	4	11	11	61	2	3	5	3	31	1	0	0	0
世羅町	0	19	0	3	0	0	0	21	47	6	63	9	5	18	0	30	4	0	1	1
神石高原町	2	22	0	0	0	0	0	8	4	7	22	3	5	12	2	22	3	0	1	0

第5-4表 防火対象物数（その2）

（令和4年3月31日現在）

区分 団体名	1 1	1 2		1 3		1 4	1 5	1 6		16の2	16の3	1 7	1 8	合 計
	神社・寺院等	イ 工場等	ロ スタジオ	イ 駐車場等	ロ 航空機格納庫	倉庫	事務所等	イ 防火対象物 特定複合用途	ロ 防火対象物 非特定複合用途	地下街	準地下街	文化財	延長五十メートル 以上のアーケード	
県 計	1,033	11,884	8	1,405	6	8,449	10,699	8,991	9,865	1	0	192	31	99,708
広島市	355	2702	7	520	4	2026	3133	4350	5935	1	0	4	11	40346
呉市	79	1102	0	128	0	464	633	720	585	0	0	13	6	6,823
竹原市	22	194	0	12	0	171	197	89	31	0	0	10	1	1,110
三原市	38	466	0	37	2	329	565	276	170	0	0	2	0	3,333
尾道市	109	855	0	77	0	645	517	424	250	0	0	31	5	4,886
福山市	149	2164	0	168	0	1569	2079	1438	1556	0	0	50	8	16,987
府中市	17	432	0	25	0	240	186	142	237	0	0	8	0	1,803
三次市	27	415	0	80	0	372	321	149	77	0	0	12	0	2,375
庄原市	8	324	0	54	0	268	313	76	37	0	0	6	0	1,663
大竹市	18	223	0	10	0	180	211	82	73	0	0	0	0	1,321
東広島市	70	1120	0	72	0	769	807	387	337	0	0	4	0	7,136
廿日市市	54	435	0	53	0	349	314	219	97	0	0	11	0	3,175
安芸高田市	6	279	0	15	0	218	236	74	56	0	0	12	0	1,213
江田島市	10	146	0	9	0	79	129	63	54	0	0	0	0	766
府中町	14	57	0	39	0	15	69	118	119	0	0	1	0	1,336
海田町	5	148	0	10	0	106	84	86	65	0	0	0	0	1,068
熊野町	5	146	0	3	0	53	32	30	19	0	0	0	0	503
坂町	3	63	0	8	0	118	56	16	9	0	0	0	0	416
廿日市市吉和	0	7	0	5	0	14	15	10	4	0	0	0	0	81
安芸太田町	16	49	0	14	0	28	70	35	28	0	0	8	0	351
北広島町	10	265	1	35	0	220	213	97	58	0	0	5	0	1,267
大崎上島町	11	66	0	4	0	52	116	28	10	0	0	3	0	430
世羅町	3	131	0	19	0	79	299	52	21	0	0	1	0	832
神石高原町	4	95	0	8	0	85	104	30	37	0	0	11	0	487

第5-5表 防火管理者の選任状況

(令和4年3月31日現在)

区分	消防法第8条該当防火対象物数	管理権原が単一のもの				管理権原が2以上に分かれているもの							
		対象物数	防火管理者届出	消防計画届出	対象物数	防火管理者の選任が完全実施されているもの				部分的に防火管理者を選任しているもの			
						全管理権原者が共同して1人の防火管理者を選任している対象物数	防火管理者が2人以上選任されているもの		消防計画届出対象物数		対象物数	防火管理者数	一部分の消防計画届出対象物数
							対象物数	届出防火管理者数	全体の計画届出	一部分の計画届出			
県計	23,603	22,800	20,442	19,564	803	237	374	1,173	570	16	116	609	96
1	イ 劇場等	52	52	52	50								
	ロ 公会堂等	1,299	1,295	1,248	1,212	4		4	8	4			
2	イ キャバレー等	16	16	13	12								
	ロ 遊技場等	146	146	140	138								
	ハ 風俗営業等	2	2	1	1								
	ニ カラオケボックス等	39	39	39	37								
3	イ 料理店等	15	15	14	12								
	ロ 飲食店	1,353	1,328	1,070	1,024	25	12	4	8	16	4	4	4
4	百貨店等	2,208	2,181	1,867	1,779	27	5	13	27	15	2	8	15
5	イ 旅館等	481	477	464	456	4	1	2	4	3	1	1	1
	ロ 共同住宅等	3,905	3,826	3,315	3,134	79	69	5	10	71			
6	イ 病院等	445	443	417	399	2		2	11	2			
	ロ 自立避難困難者入所社会福祉施設等	694	691	665	638	3	1	1	2	2			
	ハ 老人福祉施設, 児童養護施設等	1,126	1,122	1,057	1,014	4	1	3	6	4			
	ニ 幼稚園等	192	192	190	185								
7	学校等	1,011	951	925	895	60		58	117	58	1	1	1
8	図書館等	97	97	96	90								
9	イ 特殊浴場等	19	19	16	16								
	ロ 一般浴場等	14	14	13	12								
10	停車場等	2	2	1	1								
11	神社・寺院等	428	428	367	340								
12	工場等	841	835	772	733	6	3	1	2	4	1	1	
	スタジオ	1	1	1	1								
13	イ 駐車場等	10	10	9	8								
	ロ 航空機格納庫	1	1	1	1								
14	倉庫	240	237	222	215	3		2	7	2			
15	事務所等	2,030	2,001	1,831	1,761	29	4	17	35	21	7	81	6
16	イ 特定複合用途対象物	5,514	5,020	4,459	4,270	494	113	244	887	328	13	86	491
	ロ 非特定複合用途防火対象物	1,384	1,322	1,144	1,100	62	28	17	47	39	1	8	15
16の2	地下街	1				1		1	2	1			
16の3	準地下街												
17	文化財	37	37	33	30								

第5-6表 消防用設備等の設置状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	自動火災報知設備					屋内消火栓設備					スプリンクラー設備				
	対象物	設置数	特例数	違反数	違反率	対象物	設置数	特例数	違反数	違反率	対象物	設置数	特例数	違反数	違反率
県 計	46,370	40,323	5,467	397	0.9	11,336	8,624	2,322	259	2.3	3,124	2,596	512	7	0.2
1	イ 劇場等	88	85	3		49	49				24	23	1		
	ロ 公会堂等	777	740	34	0.4	152	143	9			8	8			
2	イ キャバレー等	11	10	1							2	2			
	ロ 遊技場等	163	163			59	56	2	1	1.7	22	22			
	ハ 風俗営業等	3	3												
	ニ カラオケボックス等	41	41			2	2								
3	イ 料理店等	18	18			1	1								
	ロ 飲食店	664	619	35	1.5	37	36	1			1	1			
4	百貨店等	1,816	1,781	25	0.6	331	319	9	3	0.9	189	188	1		
5	イ 旅館等	1,326	1,151	161	0.1	197	183	13	1	0.5	37	37			
	ロ 共同住宅等	11,265	8,311	2,929	0.1	2,352	818	1,526	2	0.1	737	256	480		
6	イ 病院等	976	954	22		165	162	3			263	252	3		
	ロ 自立避難困難者入所社会福祉施設等	947	946	1		62	60	2			907	905	1	1	0.1
	ハ 老人福祉施設, 児童養護施設等	1,580	1,547	31	0.1	100	97	3			78	77	1		
	ニ 幼稚園等	289	289			38	38				2	2			
7	学校等	2,947	2,940	1	0.1	1,712	1,697	11	4	0.2	7	7			
8	図書館等	98	96	2		58	56		1	1.7	3	3			
9	イ 特殊浴場等	33	33			6	6								
	ロ 一般浴場等	16	16			4	4								
10	停車場等	24	21	2		6	4	1			1	1			
11	神社・寺院等	142	139	1		39	34	2							
12	工場等	5,858	5,296	276	3.2	2,246	1,834	192	152	6.8	18	12	3	3	16.7
	スタジオ	6	6			4	4								
13	イ 駐車場等	367	329	35	0.5	6	5	1							
	ロ 航空機格納庫	6	6												
14	倉庫	3,132	2,907	126	1.9	976	820	73	52	5.3	22	21		1	4.5
15	事務所等	3,379	2,929	420	0.7	1,383	975	384	14		72	70	2		
16	イ 特定複合用途対象物	6,690	5,491	1,146	0.8	721	681	34	6	0.8	687	682	5		
	ロ 非特定複合用途防火対象物	3,506	3,301	169	0.7	626	537	55	23	3.7	42	25	15	2	4.8
16の2	地下街	1	1			1	1				1	1			
16の3	準地下街														
17	文化財	201	154	47		3	2	1			1	1			
18	延長50m以上のアーケード														

第5-7表 消防設備士試験実施状況

種別 年度	合計			甲種小計			甲種特類			甲種第1類			甲種第2類			甲種第3類			甲種第4類			甲種第5類		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
24	3,182	1,025	36.4	1,422	296	30.7	48	12	17.5	427	68	23.2	108	30	48.4	126	28	34.5	597	130	31.1	116	28	37.4
25	2,886	955	32.2	1,259	394	20.8	48	20	25.0	330	66	15.9	73	33	27.8	117	41	22.2	577	193	21.8	114	41	24.1
26	3,217	1,200	33.1	1,365	412	31.3	35	7	41.7	445	107	20.0	88	30	45.2	101	40	35.0	603	198	33.4	93	30	36.0
27	3,113	906	37.3	1,328	323	30.2	36	6	20.0	407	60	24.0	116	44	34.1	99	22	39.6	540	147	32.8	130	44	32.3
28	3,008	976	29.1	1,351	401	24.3	39	6	16.7	413	111	14.7	105	40	37.9	109	33	22.2	577	177	27.2	108	34	33.8
29	2,801	913	32.4	1,273	398	29.7	33	12	15.4	353	95	26.9	79	38	38.1	93	39	30.3	595	169	30.7	120	45	31.5
30	2,703	921	32.6	1,232	391	31.3	42	9	36.4	349	95	26.9	78	33	48.1	97	51	41.9	564	161	28.4	102	42	37.5
31	2,807	851	34.1	1,301	380	31.7	47	10	21.4	370	65	27.2	110	50	42.3	100	42	52.6	582	179	28.5	92	34	41.2
2	2,128	750	35.2	983	349	35.5	33	8	24.2	293	102	34.8	68	25	36.8	68	28	41.2	461	158	34.3	60	28	46.7
3	2,697	971	36.0	1,244	440	35.4	34	5	14.7	330	81	24.5	102	43	42.2	95	28	29.5	585	240	41.0	98	43	43.9

種別 年度	乙種小計			乙種第1類			乙種第2類			乙種第3類			乙種第4類			乙種第5類			乙種第6類			乙種第7類		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
24	1,760	729	40.3	188	48	35.7	33	15	53.1	61	19	40.8	417	181	36.1	46	20	45.2	727	281	34.3	288	165	57.4
25	1,627	561	41.4	163	43	25.5	40	12	45.5	33	3	31.1	330	104	43.4	43	23	43.5	761	236	38.7	257	140	57.3
26	1,852	788	34.5	181	90	26.4	43	22	30.0	43	15	9.1	512	140	31.5	34	14	53.5	753	348	31.0	286	159	54.5
27	1,785	583	42.5	177	53	49.7	34	11	51.2	38	10	34.9	538	164	27.3	25	13	41.2	714	212	46.2	259	120	55.6
28	1,657	575	32.7	182	52	29.9	54	21	32.4	47	13	26.3	415	135	30.5	32	13	52.0	701	227	29.7	226	114	46.3
29	1,528	515	34.7	123	24	28.6	43	10	38.9	46	16	27.7	367	114	32.5	38	15	40.6	722	244	32.4	189	92	50.4
30	1,471	530	33.7	129	40	19.5	34	13	23.3	28	10	34.8	407	99	31.1	44	17	39.5	651	250	33.8	178	101	48.7
31	1,506	471	36.0	132	32	31.0	24	10	38.2	40	9	35.7	357	108	24.3	51	14	38.6	698	209	38.4	204	89	56.7
2	1,145	401	35.0	77	27	35.1	22	13	59.1	21	8	38.1	314	97	30.9	28	9	32.1	551	173	31.4	132	74	56.1
3	1,453	531	36.5	89	33	37.1	25	10	40.0	34	11	32.4	320	100	31.3	41	19	46.3	777	273	35.1	167	85	50.9

第5-8表 消防設備士免状交付状況

区分 年度	合計	甲種							乙種							
		小計	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	小計	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類
24	782	287	11	77	36	31	137	18	495	61	14	21	151	15	281	184
25	1,037	310	16	61	35	38	174	35	727	36	11	14	124	28	224	146
26	942	359	9	53	22	31	174	40	583	64	20	7	109	9	287	137
27	962	329	7	82	48	29	149	42	633	57	14	11	153	17	221	131
28	961	357	3	66	37	22	127	21	604	42	13	11	85	11	164	96
29	698	276	10	108	42	39	179	42	422	44	12	16	127	16	273	129
30	1,037	420	8	75	35	41	148	26	617	29	9	9	83	10	197	91
31	761	333	6	75	39	46	174	51	428	41	14	11	122	17	224	89
2	689	315	6	92	33	26	136	22	374	24	10	8	73	11	171	77
3	991	450	14	84	38	38	229	47	541	28	5	8	111	14	283	92

第5-9表 消防設備士講習受講状況

区分 年度	合計	特殊消防用設備等	消火設備	警報設備	避難消火器
24	1,657	12	376	776	493
25	1,681	15	443	722	501
26	1,521	9	384	649	479
27	1,621	20	388	653	560
28	1,685	20	441	728	496
29	1,653	22	364	725	542
30	1,691	22	429	712	528
元	1,468	12	348	647	461
2	1,594	24	413	672	485
3	1,674	22	357	739	556